

岡財活第169号
平成29年8月7日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成29年1, 2月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

注意事項

- 1 通知方法は、eメールでお願いします。
- 2 改善措置状況の通知は、地方自治法第199条第12項の規定により公表されます。
- 3 委員会は、委員長（又は会長）でお願いします。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（平成29年1，2月実施分）

財政局 財産活用マネジメント推進課

指摘事項

収入事務について

平成28年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、貸地料において54万円余（収納率0%）認められました。

今後とも、この解消に向けて格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

平成28年10月17日に滞納者が死亡したため、法定相続人を調査し、相続人と推定される2名に催告書を送付し、催告を行っているところです。

今後とも、連絡を要請するなど催告を行い、滞納の解消に努めます。

なお、平成29年7月31日現在の収入未済額は547,625円（収納率0%）となっています。